

翻刻「甲陽軍鑑末書下卷之上」

酒井憲二

甲陽軍鑑末書之下卷初

一、右此下卷には、上・中・下三段有り。

第一、上に九本あり。

第二、中に九本あり。

第三、下に九本あり。合二十七本有レ之也。又右の外、あつめのケ条を書也。高坂彈正在世の時のごとく、聞たる事をあつめがきには、春日惣次郎（1オ）書つぎ候。初・終、甲陽軍鑑惣合、末書共に二十三冊の筆者二人ハ、大蔵彦十郎といふさるがく也。今一人は、春日惣次郎とて高坂彈正おひ也。

一、右の大蔵彦十郎、我家のげいへたにてあれ共、高坂彈正氣に入て、彈正所よりかうりよく仕、かいづの奉公人に罷成。子細ハ、川中嶋四郡の内、更級・（1ウ）二科二郡ハ、天文十六年丁未、村上破軍の時治ル。たかなし・みのち兩郡を、高坂彈正切おさむるに、度々のせり合の時、件のさるがく、ぬき出たる高名二つあり。一つハがくがんじ家老の塩崎六郎左衛門と申剛の武士を討、しかも、さいはいをそへて、彈正にじつけむさする。今一つの一くびハ、ぬの、したおとなの小泉治部左衛門、これも剛の武士なるを討て、（2オ）同さいはいをそへて持来りて、彈正にじつけんさす

る。其外てびかず十六取て、かたのごとく、武辺・はしりめぐるなれ共、ひざのくちをわられ、ちんばなれば、くがひせざらくじん也。此者、殊更物をよく書候。其上、右のごとく手柄あるよき武士にて、心いたり、物の善悪を分て分別するに付て、彼彦十郎に「きくほどの儀を書付よ」と(2ウ)弾正被二申付一候。その人にさし添、それがし惣次郎も、見聞程の事を書付、大蔵彦十郎へ渡シ候へバ、彦十郎方、弾正老に見せ候。

一、某惣次郎ハ弾正あねの子也。我等父ハ、弾正ようしやうの時、公事を仕、弾正にかちたる者也。しかれ共、又、拙者を弾正ねんごろ仕、三百貫の知行をくれて置候。弾正きんげんの儀ハ、(3オ)

一、其方おや、我等と公事を仕る。子細ハ、それがし生レざる以前に、拙者父大すみ方、男子もたず候とて、其方で、惣右門を養子に仕り候。大すみ死後に、われらに田地少もわけ分なき故、めやすをあげ、公事に仕候へ共、すつうの書物にて、我等まけ候。まけたる故、それがし御屋形信玄公、御取たてにあづかり、河中嶋四郡とハ申ながら、信濃半(3ウ)国のぐんだいのまねを今日までも仕ハ、偏になんじが父の惣右衛門方、じひをすて、よくふかくありて、我等の佗事をもきかず候に付て、すでにさしちがへ可レ申と、必定存つめ候へ共、おのく異見に付、此様子公事になる。公事を仕候へバこそ、我等まけ候へ。まけたればこそ、我等如レ此の躰に成也。されば人間は、一さいの事、大形た、かふをもつて名を取、(4オ)りつしんするぞ。其いわれを申に、

一、火ハ水をかすめ、かわかする也。

一、水ハ火をけし、くらまする也。

一、右両方のた、かひを能かんがえて見れば、水は火につよく勝、火ハ水によわくかつ也。

一、水を天目に一ぱい入て、其てんもく程なる火にかけてみれば、則火少もなくきゆる也。(4ウ)

一、右水の入たる天目程の火ハ、たとひ二つ程あり共、初ひとつごろの天目ぢやわん一ぱいの水にて、少も不レ残火きゆる也。或ハ少残ても、よわりてやがてみなきゆる者也。扱こそ、水は火に一ぱいすくなき分のていにてハ、てぎわに水ハ火に勝候と意得べき也。

一、如レ此た、かひも、なべ・かまといふもの有て、水を入(5オ)て火をたきて、水をゆにわかし、人間大小・上下

共にのミ、又ハ身をもきよめ申候也。是ハ水と火とのた、かひ、水のつよきも火のよわきも、なべ・かまの間にありて両方をへだて、勝負つけざる故也。

一、右ことわりのごとく、我等あねむこ惣右衛門方、すでもつて公事有て、それがしまけくじの故、(5ウ) 信玄公の御おんをかふむり、同心・ひくわんの外にも、あひ備れきく衆を被レ下る儀、是まつたく、我等あねむことた、かふたるをもつて、此通り也。

一、右のひはん、彈正申さる、ハ、「然者、拙者あねむこ無じひなるも、天とうよりあてがひ御座ありて如レ此。子細ハ、惣右衛門、我等にかんにんなるごとくにあてがひ候ハ、公事ハ有まじく候ところに、少の物も(6オ)あてがひなく、おひ出シたる故、申事おこる也。申事おこりたる故、公事有り。公事ありて、我等まけに此^{マケ}に罷成候。扱こそ『た、かひハリつしん名を取もと也』とある儀を大略人がつてんにおよばずして、親類、近付の間に申事のありつるを、まご子の代までいしゆに持ハ、天とうのめぐみを心得ざる非儀也。但又、我等右の(6ウ)出入にて、其方父の惣右門を討ころしたるハ、さだめて其方、我等をうつべく候。其うつ様に成くだるべきも、天とうなるべし。よくうちてほまれになり、他国にてりつしん可レ仕もしらず候。其方に我等うたれずハ、それがしまれならん。とかくた、かひハ天とうの御めぐみと存れば、少もいこんハなき者也。さる程に、其方(7オ)かう作を仕りそこなひ、田地・家子^ケ共、牛馬にいたるまでうりはらい、かつゑにおよぶ所を、我等おぢの身にて、殊に此躰に、屋形の御おんにて罷成候ハ、其方に無沙汰させまじきとの、天とう御めぐみにて、其方父と我等、公事ありたる儀、あざやかに見えたり」とて、上納の知行三百貫、役なしにくれられ候。彈正おんあさからず(7ウ)かふむり申候春日惣次郎、彈正言葉おぼえて、爰に書付申候。今耆人ハ右申大藏彦十郎とて、大藏大夫之是もあねの子なり。大藏道入がためにまごなり。彦十郎・惣次郎兩人、甲陽軍鑑合二十三冊の筆者也。仍如レ件。(8オ)

信玄公御家風、五ヶ条之事

一、分国の諸人、能作法、仕置之事。

二三、右の諸勢、よき行儀、仕置之事。

三三、軍配之事。付リ、一二煙ケムリ、一二雲、二三雨風、四二鳥飛、五二敵味方共に、ときのこゑ、可レ考カンガ也。

四二、武功の様子、武行穿鑿タケキテテセンサク、たんれん仕事。

五二、軍法之事。(8ウ)

一、右上よりくだる能作法承リ、諸人知も不レ知も、よきすべのうわさ計も存知候へバ、三つのたしなみへこゝろをよする也。如レ此なれば、形儀も作法も可レ然也。一ケ条の理り終。

二、右諸人の形儀ハ、其国其大将次第也。子細ハ、信玄公御代にハ、当家諸人、少も悪敷儀、口ニて申そこない、わざにて仕りそこないてハ、それを(9オ)面目なくぞんずる心定りて、仕りそこない、申そこない有ル人ハたしなみ候て、以来一入あしき事なきやうに嗜タシナミ候。又仕りそこないなき者ハ、猶以テ人の上・我身の上と、善悪ともに穿鑿して、能クたしなみ候也。去程に、おのづから形儀よきやう也。一ケ条の理りおわる。

三、右軍配三つの儀ハ、「軍配を少もき、可レ申候」と(9ウ)存知より、いくさ大小或ハ敵城取寄ルの時、はた色或ハすみにごり、或ハ壺つくび各へ心をよせて、たんれん可レ仕と諸人心がくるハ、すなはち武道の手柄を仕り、忠節を心がくる故、手柄も有て、おのづから形儀・作法共に能ク候。十人が中に五人、武道よき心がけ有ても、十人ながらよきやうなるさほうなる事。軍配心掛ル義、武士道心掛より出る、さんだんハゑとしかん・王相死因老五形各(10オ)かくの分の儀也。三ケ条之ことわりおわるなり。

四、右武功の事、度々功をなしたる人ハ、我手前にも仕りおほゆる也。扱、我よりまへの老功にも、能ならふ也。ふしんなる事をば物しりへ立入、書付たる正義のだんぎをもき、候而、功をなすわざを武功と定ル。此武功をよき武士へ立入、善悪のせんさくを仕り、能方へ心をさだむる(10ウ)人ハ、武道のまつたき功可レ有候。加様に心を可レ付儀肝要とある書物、此末書四冊也。四ケ条のことハリおわる。

五、右軍法ハ、惣御大将より不レ被レ仰付一候へバ、かならず下々にてハならず候。但雑兵共に五百より上の侍大将ハ、尤よき軍法仕候て、忠節をはげますべき也。五ケ条の理り畢。(11オ)

甲陽軍鑑末書下卷之上第一目錄

一、武士大身小身ともに、子共十歳より十七歳迄、あしき様子三ヶ条之事。

甲陽軍鑑末書下卷之上第二目錄

一、武士の子ども大身小身共に、十歳から十七歳まで、付合無用の人、三人之事。

二、馬場美濃守曰ク、わらんべ十二三より、手習（11ウ）の作法、七ヶ条之事。

甲陽軍鑑末書下卷之上第三目錄

一、武士大身小身共に、子ども十歳より十七歳迄、付合せで不_レ叶仁、三人之事。

甲陽軍鑑末書下卷之上第四目錄

一、武田二十八代之事。付、御はた、たてなしの事。

二、甲州にて武田御一家の衆、十五かしらの事。（12オ）

甲陽軍鑑末書下卷之上第五目錄

一、信虎公御武勇、八ヶ条之事。

二、信玄公御かたく有て、御仕置様子之事。

三、信虎公御不行儀、七ヶ条之事。

四、西国の大ち殿、なされ様悪様子、三ヶ条之事。

五、信虎公、信玄公を御にくみ候様子、七ヶ条之事。

甲陽軍鑑末書下卷之上第六目錄（12ウ）

一、信玄公なされそこない、八ヶ条之事。

二、信玄公御ほまれ、十五ヶ条之事。

甲陽軍鑑末書下卷之上第七目錄

一、奉公人大小上下共に、あやまちの本二つ之事。

甲陽軍鑑末書下卷之上第八目錄

- 一、奉公人大小上下共に、あやまち、さのミ無レ之、よきもやう二つ之事。(13オ)
- 二、右実人をまぬる、九ヶ条之事。

甲陽軍鑑末書下卷之上第九目錄

- 一、此ころ日本国にて、弓矢をよく取たまふ君子、七人の御大将之事。(13ウ)

右甲陽軍鑑惣合二十三冊之内、十九冊ハ、信玄公御家の作法・様子・正義、又ハ諸国の弓矢勝利、あるひハおくれ、或ハ正義・邪義のさかへ・おとろえ、あらかたを書ス。末書四冊ハ又、右十九冊のたらざるところ、あるひハ不念にかきたる所、就中、信玄公御弓矢の作法くわしく書。さて又、備立是にて心付候へとの儀也。敵あひ。(14オ)地形難レ計候へバ、此書付たる事にて軍すると云儀にてハなし。たゞ如レ此之作法こゝろを取ての儀也。仍如レ件。(14ウ)

一本目 甲陽軍鑑末書下卷上 九本之一

- 一、○武士大身小身共に、子共十歳より十七歳まで、悪敷様子三ヶ条ハ、

第一、くわしなどの出るを、座中のおのくにもはじず、をしか、りてそのくわしをとり、目・くちお、はだけて、はづかしげもなく、たべ候ぼ子を、申なをさずして、其ま、そだて候へバ、おとなに(15オ)なり、らつば者の、しやうだいなしにきわまり、ばし成事お、く、かせ者小者の、下はいなるともだちと、ばくち・ほうびき・かけしごろくなどうち、ふりよのきたなきせつがいにおよび、名もなく身をすて、し、たるあとにても、諸人にわらわれ可レ申候間、かならずく能キ人に付あわせ、行儀申なをすべき事。(15ウ)

第二、おさなき人、親類・ともほうばいの、ろうにやくへ付合、小刀・きんちやく・あふぎ、何にても所望するハ、つきつけごととて、殊外きらいたる事にて候。これを申なをさず、其ま、そだて候へバ、おとなに成、人の物をかり、一円すます儀もなく、こゝかしこにおい物多クありて、後ハ、友ほうばいの刀・脇指・めぬき・こうがいをぬき、はゞき

をきり、大形八十人が（16才）八人九人、ぬす人心ある者也。かならず、能人に付合せ、そのぎやうぎ、申なをすべき事。

第三、おとなのすねのけ・うでのけなどをぬき、はさみ・けぬきを取てハ、人の手足をつき、はさみ、いたきぢやれを仕ルを、もりめのと見て、けいはくにか、り、此御子ハ、後、大剛の人に御成可レ被レ成というを、父・母・あに・おぢ、分別なくて、其行儀、（16ウ）申なをさず候へバ、此ぼ子、おとなになりて、人の氣にあたる事をもむたと申、殊外、ともほうばいにいれられ、或ハつきたをされ、はりころばされても、それをすこしも氣にかけず、はぢとも不レ存、とほうなしのたわけ者にて、たとへ、武士道に一度二度、すこし能様なる儀あり共、おくゐハおくびやうなる（17才）方へつり申べく候。かならず、その行儀、申なをすべき事。

二本目 甲陽軍鑑末書下卷上 九本之二

一、○武士の子共大身小身共に、十歳から十七歳まで、付合無用の人三人あり。

第一、我が刀・脇指をすかりとぬき、「是ハ能きれ候（17ウ）間、いきたる者をきりて見たく候により、某内のわかとう・小者、少もとがを仕候へかしとおもへども、不レ仕候間、夜ル出て、一人ばかりあるく者をきるべきと存る」など、申人ハ、大非儀のおくびやう者にて候。かならず、か様の人に、おさなき者、付合せべからず候事。

第二、はかにもた、ぬ口をへらくとき、けいはく（18才）まじりの、跡先もかんがへぬうそをつき候人ハ、かならず、人のあしもとをまぼり、能キシんるいのある者をバあしき人をもほめ、よき武士成とも、我ガとくのなきひとをバ、しやうこもなきにそしり、付合いやがる者ハ、かならず、ともほうばいのなか事など申、大ねいじんのひきやう者にて候間、おくびやうたがい有まじく候。此ひとに（18ウ）おさなき者を付合せべからず候事。

第三、よき武士の、能やわらかなる正義を、あしき人、まねそこない、よき計にて、敵も味方も見さかへぬ人ハ、善悪をわきまへず、おくびやうたがいなし。抑、能やわらかなる人ハ、おくゐかならず能クこわし。又、悪者、無二斗方一物を云イ、能キ人に、其被レ為二挨拶二てハ、がさつの人の、はらたち、無理を申かゝるに、能キ武士ハ、うつくし

くあいさつ仕るなり。(19才) 其様子ハ、一度二度三度五度までも、能キ武士、かんにんせられ候。其時、能キ武士のさ、ほう不ルレ存候衆ハ、右のけつかうなるひとヲ、よわしと沙汰可レ有候へども、それハひどうのひはんなり。うつくしき武士の、心中能キいぢハ、「せんなき少事ハ身をはたし、主君にそんなさまいらせ、我がさいしにも物を、もわせ候儀、ひどうなり」と、かん(19ウ)にんして申出すほどならば、かならず大きなつよみを仕らる、ハ、けつかうなる侍のわざ也。それを見そこなひ、うつくしづりを仕り、我しんるい近付の、なかあしき申事あるひと共、付合、能キなかぶりを仕り、一ゑん武士道にぶこ、ろがけにて、たまくものいへバ、うりかいのさた、よくとくの事ばかり申され、しかも、おほ(20才)へいにて、うろりとしたる人に、おさなき者を付合せべからず^(ママ)ざる事。

二、○馬場美濃守曰ク、わらむべ拾一二三より、手習の作法七ヶ条之事。

一、物よみかき、りこんに候ハ、手本壺つを井日とさだむべき也。よみかき、ぶきやうに候ハ、五十日、それよりぶきやうに候ハ、六十日の事。(20ウ)

二、りこんなるにハ、朝十ぺん、昼十ぺん、晩十ぺん、合三十ぺんの事。

三、どんにて、よみかきゑものにて無レ之ハ、朝卅ぺん、ひる廿ぺん、晩三十ぺんの事。

四、手ならひ仕りあげてハ、筆をよごれたるさうしにてぬぐい、筆をもすみおも水いれをも、ろくにおき、いかにもきれいに仕り、おし(21才)いたの上へなをし、ちやうづをつかい、しよくぢお、いたし、又やうじを内外つかひ、かみを見て、手水を能つかいテ、其後、なにやうのあそびも尤の事。

五、さほうよくなく、みだりに仕り、筆三つい六つをば、六所になげすて、水入おく所にすみをおき、墨の所に水入をうつむけておき、まき絵(21ウ)の有硯箱の、絵のかしらを、前のかたに仕り、らくたんぐわいに、わらべの時仕たる者ハ、おとなになり、奉公にいで、主の目をし^シのび、足をふみいだし、ねつおきつして、主に見だされ、あらためられ、あなたこなたゑはづし、我がとがをほうばいにぬり、壺つとがにうその十もつくりて申候事。付タリ、主の、人よぶに、聞付てもき、のがし、しらぬがほにて、一円、よびつぎをせざる者也。(22才)

六、座敷をはかすれば、中ばかりはき、すみハ一円はかず候。中も、た、みのへりハ、ちりつきたるも見わけず候

事。付リ、主、物を申付、取ニやるに、き、たる儀なれ共、返事をつかまづ候て、取に参者也。

七、地下人のまねを仕リ、御公家のさいしやう殿をば、さんしやう殿と申候。くわんばく殿をば、かんばく殿と申候。民部をバ、にんぶと申候。人のみやくをバ、にやくと申候。きやく人をバ、ちやく人と申候。(22ウ)留すをバ、ゆすと申候。余所より使のきたるに、名をもろくに申さず候。かいるをバ、がいと申候。とんぼをば、どんぼと申候。わづらひのくわくらんをば、はくらんと申候。是ハ三百貫より下の、歩のかせものまでの事。扱、大身の子息の、作法あしくしいれたるハ、大ばか人にて、人を取りけなどへくゞりたがり、大かたのとのが小性。(23オ)ことのばらを、手討にし、はらみ女をわけて見たがり、邪儀・邪道にて、合戦・せりあいには、色かわり、五いんちがい、おくびやうに見ゆるハ、おさなき時、作法あしく、わがま、にそだちたる故也。これひとへに、侍にても地下がかりの左法也。仍如レ件。付リ、身くさけれ共、匂ニホひも、するすべをしらざる者也。(23ウ)

右、侍の作法に、地下がかりハ、邪道にて不穿フツセン鑿成ル故、二所にて悪敷事有。子細ハ、ひたいそるをバすると申候。すみをバすまと申候。それを申なをし、「すまとハゆわぬものにて候。すみと申候」とおしゆれば、重而、うたひならふ時、「須磨の浦かけて」と有うたひを、「すみの浦かけて」と申候。是ハ、おさなき時あしくしいれ、(24オ)心わがま、に定リ、能正道をしらず、邪道の故也。

三本目 甲陽軍鑑末書下卷上 九本之三

一、○武士大身小身共に、子共十歳より十七歳まで、付合せでかなわざる仁三人ハ、

第一、心のろくなる人之、敵味方共に、手柄上中下をわけて、ありやうにさたして申ス人ハ、我ガひいきの者を(24ウ)も、不手柄をバかくさず、折節に申候。心ハ、武士の事わざ、善悪共に、諸人ぞんずるものにてあるに、をしかくして居候へバ、かざりて、女人・町人などのもように同前なりとて、自然ハ、我ガしんるい・近付の、あしき事をも申事あり。是ハ、其身、心中つくろいなく、すぐ成大つわ者故也。此仁とおさなき人を、付合せ可レ申儀、肝要の事。(25オ)第二、能キ武士ハ、武道の心がけつよき故、諸国の名大将・悪大将・へたなる油断大将のうわさ、善悪ともに能ク存知、

扱又、侍衆・ちうミやう・しやうミやうともに、手がら・不手がら、或ハ一さいの事、正道のよきすべをしりたる仁に、おさなき人を、かならず付合せべき事。

第三、主君に忠節・忠功、二つなく存知、つねに武(25ウ)士道を心がけ、正義のまつたき仁ハ、親兄弟にもかうくにて、仏神をおもんじ、利念ネンのなき人に、おさなき者を、かならず付合せべき事。付リ、能クすぐやかに生れ付たるおさなき者を、我ま、にそだて、能キと計ほめて、万事正道・正義(マ)の人に、付合せず候て、そだて候へバ、其子、おとなになり、行儀、少身成者ハ、親兄弟に(26オ)ふかうにて、能キちいん・ちかづきも、たず、しかも、武士道も能キすべをしらず、おのれが心をほんとし、首尾ふがうの事を申ても、それをばづかしきともおもはず、万づあし、。大身の子息ハ、さのみとがもなき内の者を、切り、能キま、に、むたときり、正道・正義を一円しらず、後にハ、おんを請申たる主君へ(26ウ)逆心などたくみ、はかなく、なき者になるもの也。こゑのかわる時分に、よき人につきあわせべき儀、肝要也。付タリ、右、斗方なしの、喧嘩ずき仕る人の不儀、上卷第八ニ書ス。以上。

四本目 甲陽軍鑑末書下卷上 九本之四

一、○武田二十八代之事。付リ、御はた、たてなしの事。

一、二、源頼義將軍 一、二、新羅三郎義光(27オ)

一、三、義清 此御代に甲斐国へ下りたまひ候也。一、四、清光

一、五、板垣十二年、御陣代をつぐ。子細ハ、信義五歳の御時、清光公御他界成故、如レ此。御十六歳迄の間也。

一、六、信義 七、信光

一、八、信政 九、安田御陣代、十年。

一、十二、信明 十一、時繩

一、十二代、信宗 十三代、板垣十年。(27ウ)

一、十四代、信武 十五代、信成

一、十六、加々美、九年。

十七代、信春

一、十八、信満

十九、板垣、十年之間、御陣代

をつぐ。

二十代ニ、信重

此御大将、当家に一入すぐれたる御武勇也。子細ハ、御公方様、御どうざの時、一度ならず兩度まで、御陣屋の御留守ニ被_レ仰付_レ候故、武田の居城を(28オ)御所と御ゆるし也。是ハ長御陣にて、公方様、御くつろげなさる、時の儀なり。又御公方大知院様より、しゆざいはいをも、くださる、なり。当家にても、しゆざいはいの儀ハ、そのかみ、新羅三郎義光へ、御父頼義將軍より、義光ハ三番めなりといへども、武辺ほまれ有故、天子より、はた具足を給ハる。某もさいはいをゆるさんとて、(28ウ)頼義公、則ししゆざいはいを御ゆるしなされ候。

一、二十一、右のごとく、十三年、安田、御陣代をつぐ。

一、二十二代、信森。此次に、御代渡りに付て、申候事有。子細ハ、信昌公三歳之時、御父におくれたまふ故、跡部上野守と申家老、前々のごとく、武田御一家衆に、陣代させず、信昌公十六歳にても、御代をわたし申さず候に付而、甲州の内に取(29オ)合おこり、四年目に、信昌公十九歳之御時、跡部上野をいさわにおゐて打取たまふ。其合戦に、たてなしの御具足を、上野き候て罷向候を、信昌公つよ弓あそばし候に付て、たゞ一矢に跡部をいとしたりまひ、御ぢしん上野がくびををかき切なされ候。いまに、御具足たてなしに、まへよりうしろへ(29ウ)ぬけたる矢のあとあり。その、ち、信昌公たてなし御具足をめし、「むかしより此家のいんげんハ此御具足なるに、ぎやくしんの者きたる故、ぬけたるがふしんなり」と被_レ仰、せいびやうの大弓を、三人そろえ、いさせ、「御覽可_レ被_レ成」とあるに、三人の衆、其外の衆も、中く「尤」と申さず候。信昌公被_レ仰るハ、「武田の家、武(30オ)辺の家と、をし出して申ハ、第一此具足のいかう也。武田の代をつぐちやくし、これをきていぬかる、ならバ、何もみないつハるなり。左候へバ、ししてくるしからず候」と被_レ仰、「各い申さず候ハ、御ぢがいあるべき」と仰により、い申候へバ、中く二間三間一間にてもとをらず候。一入、御家の衆、大小上下共に、心づよくなり(30ウ)申候。仍如_レ件。

一、右の通にて、二十三代めハ、跡部上野、十七年、御陣代をつぐなり。

一、二十四代、信昌 二十五代、信繩

一、二十六代、信虎 二十七代、晴信

右、此晴信、三十一歳にて、法躰なされ、「法性院信玄公」と申候。此御大将、又武勇ほまれます(31オ)ぐれたまふ故、御公方万松院義晴公より、しゆざいはいを下さるゝ。然者、信玄十八歳之時もふけたまふ「太郎義信」と申候ちやくしハ、二十八歳の時、父信玄公へむほんの被レ成、永禄十年卯の三月、三十歳にて、義信せつぷくなされ候。

一、二十八代目ハ信勝公也。是ハ四郎勝頼之御子(31ウ)息にて候。永禄十年卯のさいに誕生ある。此信勝を御生お

ちより信玄公やしない被レ成、武田御ぢうだいの太刀・かたな渡し給ひ、「太郎竹おう信勝」と信玄公ぢひつにあそばし、信州いなへ御越被レ成候。父勝頼御居城、いななたかとうなる故、如レ此。其時の御使者五人ハ、(32オ)

一ニ、無藤喜兵衛 二ニ、内藤修理進

三ニ、土屋平八郎 四ニ、山形三郎兵衛

五ニ、馬場美濃守。但、御太刀・かたな持て参る人ハ、吉田左近助也。

一、土屋平八郎ハ、秋山越前と申侍をだいに指越候。子細ハ、平八郎其年二十三歳にて詰奉公ゆへ、信玄公御意を得、右之通也。此越前(32ウ)ハ土屋とよしみの中、其上、土や平八、万事の御目付にさしおかるゝなれば、此越前を被レ申候。越前ハ近じゆ衆也。

一、武藤喜兵衛ハ、信州真田一徳齋の三番目の子息也。其時武藤三河守煩故、喜兵衛御越候。但、「すへぐ」武田家四人のおとな分に可レ被レ仰付」と有御おくひにて、一兩年以前より、(33オ)武藤喜兵衛とよばせられ候。はじめハ真田源五郎是也。

一、右の太郎竹おう信勝公、七歳の時キ、天正元年四月十二日に、信玄公御他界なり。十六歳までのあいだ十年、御父勝頼へ御陣代を被レ仰付一也。(33ウ)

一、右信勝御うわさ、生れたまふ時、信玄公被_レ仰ハ、「この子は、方ハ織田信長のめい也。父勝頼のは、方ハ、諏訪の頼茂むすめ也。勝頼の父方は、いやしくもそれがし信玄也。此子ハどなたへ似候ても、武道ハすぐれべき」と被_レ仰、信玄公養子になされ候。

一、御はた、たてなしの事。帝王様より被_レ下候(34オ)旗具足にて、すでにしいしほうけんの御めぐみ、少成とも被_レ成二御座一候故、武田の家、果報の矢勢つきて滅却におゐてハ、甲州へ乱入有て、御家ハめつする共、其向フ敵方、三年の間に、みなほろびうせ可_レ申候。然も、大方弓箭にて可_レ有也。仍如_レ件。(34ウ)

二、甲州にて武田御一家之衆、十五かしらハ、

一、安田殿 一、へみ殿 一、浅利殿 一、一条殿 一、秋山殿 一、なんぶ殿 一、板垣殿

一、加々美殿 一、加々美四郎殿筋 一、かつのま殿 一、かずの殿 一、桜井殿 一、おさで殿

一、そね殿 一、おぞ殿

此衆、みな御供にて、甲斐国へ下向被_レ成、後には一城づ、かまへ御座候事。信昌公、信繩公両御代までに、如_レ此なるを、信虎公(35オ)御代に、皆きりしたがへ被_レ成候。其弓矢ハ、敵百五十人には、騎馬三十騎計、或ハ二百・三百・五百のざうひやうにハ、五十騎・百騎・百五十騎よりうへハなき故、こぜりあひの手と手を、取あひたる事おほクして、矢きず、鎧きず、かたなわき指のきず、数ヶ所おひたる人、上下共に有_レ之。如_レ此信虎公の御代の人々、信玄公の御代までものこり(35ウ)て、手きずのお、き、武辺おぼえの衆、すた御座候也。扱又、御一家衆のうわさ、穴山殿・板垣殿ばかり、むかしの筋残りて候。若又、古来か_一の御一家衆残ても、かうさんあそばし、小身にて御奉公なり。穴山殿とは、しも山の儀也。なんぶしも山と申。武田一家、如_レ件。

天喜二年甲午に、源の頼義、奥州へ下向(36オ)なされ、^{カケイ}康平五年壬寅に、安陪の貞任(同)宗任を誅しなされ候。頼義公、三人の御子をつれなされての御陣也。一男八幡太郎義家公、二男賀茂次郎義綱公、三男新羅三郎義光公御三人、就中三番目義光公へ、御旗・冑を被_レ下。此御旗・冑ハ、たてなしと申御具足也。此時「しゆざいはいも被_レ下候」と有て、今信玄公まで(36ウ)しゆざいはいを、武田に持給ふ。去程に、右の貞任・宗任両敵ながら、新羅三郎へ討捕たま

ふ。新羅の四番目の御子、形部三郎義清公へ、右の旗・冑渡る。又、甲州拝領有て、甲斐の屋形是也。

五本目 甲陽軍鑑末書下卷上 九本之五

一、○信虎公御武勇、八ヶ条之事。付タリ、信虎公(37才)の、信玄公を御にくみの事。同、信虎公あく儀の事。

第二、駿州今川家の侍大將くしま、一万あまりの人数にて、甲州い、田がわらまで来りたるを、家老萩原常陸守、くふ

うの知略とハ(37ウ)申ながら、信虎公、千五百あるなしの人数にてきりかち、くしまを打取りたまふ事。付タリ、其時分、御手前の人数さへ、三ヶ二ちり候故、御一家衆、少もかまひ給ハざる事。

第三、信州さく・ちいさがた二かうりのぬし、ひらがと合戦三度なされ、二度ながら勝利を得、四度めにひらがを打取、あしだ入道源栄さい・(38才)真田弾正兩人、御ひくわんになさる、事。

第四、北条氏繩公と、ふじしもかたにて合戦被レ成、信虎公、勝利を得たまひ(此次きれて見えず)、則富士下かたを御手に入られ、三まひばし、あをいけひだを、御ひくわんにあそばされ候へども、後、今川義元公へ、御むこ引手物に被レ進ぜ候へバ、「信虎公、甲州一国に信州(38ウ)少御おさめ候所に、御小身にて大なる御ひきで物」と近国・他国に申候事。

第五、右之後、北条氏繩公と御無事有りて、氏繩公へかせいに、武州八わうじへ御出、七千の御人数を以、上杉官領衆二万あまりの人数と合戦に、信虎公御きりかちたまひ、たき山大石がおと、大石右衛門佐、同クおと、五郎左衛門、又はち方(39才)の藤田がおち藤田左近、其外さうひやう共に三千あまり、打取りたまふに、本人なれば、氏繩公は、上杉衆三万におよぶ敵と、ばにうの川をへだて、御対陣有、「やとわれて御出あれ共、信虎公如レ此の御手柄成」と近国にほめ申候事。

第六、いく度も氏繩にたのまれ給ひ、合戦こそなく共、少シづ、もせり合に、信虎公、上杉衆を、三(39ウ)十・五十宛、打取給ハぬ事ハこれなく候。信虎衆、少もおくれをとらず候儀、敵一万五千或ハ二万の上杉衆に、味方六七千の人数を

以て右之通なるハ、偏に信虎公つよき御大将故之事。

第七、村上義清にも、信州上田原にて合戦被_レ成、三百あまり討取、信虎公御勝利の事。

第八、すわの頼茂にも、すわまで御はたらきあり、(40才) 頼茂の持分をやきたまひ、さうなく引取たまふ事、如_レ此。近国へ手を出し、御ほまれ、如_レ件。

二、○信玄公十八歳の時、御父信虎公を追出シ被_レ成、即御かたく有て、御仕置様子之事。

一、信虎公ハ十六歳より御かたく有て、三十年の間、四十五歳までに、御家中の行儀、其外万事ぎやくぎなるを、信玄公十八歳の時(40ウ) 御かたく有て、十年の間に、左法よく被_レ成、十年めに、信玄公廿七歳にて、五十七ヶ条の式目をあそばされ、今武田の家にて、新式状是也。仍如_レ件。

三、○信虎公御ぶぎやうぎ、七ヶ条之事。

第一、はらみたる女の、うミ月時分を御たづね有_レて、御たてへめしつれられ、腹をわけ(41才)て御覽被_レ成候事。

第二、はらみたる女の五つ月ばかりをも、二三つき計のおも、いく度も腹をわけて御覽被_レ成候事。

第三、御年十七歳から人をきりたち給ひ、ことのばら衆、或ハ二十人衆、中間衆、おのくをきり給ふ事、四十五歳御牢人の時までの間に、二十九年の内、九十三人なるが、みな御手(41ウ) うちなり。但シ武辺おぼえの者、家老衆をバ、御きりなく候事。

第四、町人・地下人のむすめ、或ハよめなどにモ、にんぢやうの少も能キを聞及被_レ成てハ、御鷹野がへりに則めしつれられ、御意に入たるをバ半年も置たまふ。御意に不_レ入をバ、二十人衆、御中間衆などに下さるゝ。あるひハおそな(42才) 約速(マツ)のあるをも如シ_レ此。若又、御意にちがいたるをバ、あごをはなし被_レ成候事。

第五、右之通の女房のなかに、二年とめしおかるゝに、其女の近郷他郷の公事沙汰、りひによらず、かのによらうの申次第、かちに被_レ成候事。

第六、きのふまで御ほめ被_レ成ルものをも、少のちがいにおいはらい給ふ也。殊更大かうの武士、(42ウ) 原美濃守をさへ、法花宗にて候に、「念仏申せ」と被_二仰付_一候へバ、「念仏不_レ申候」とておいはらい被_レ成候。原美濃九年之間、小

田原に罷有り、氏繩の御かん十三まで取ル武辺手がらを、はしりめぐりたる儀をきこしめし、氏繩公へ所望被レ成、ひがしがうりまで、信虎公、原美濃むかいに御出候。とがもなきにおい出し被レ成るも御不行儀なり、又かいゑきの人のむかいに御出で有ルも、一國あまりの国持の、御ぶぎやうぎの事。(43オ)

第七、ひさしき御家なれば、刀・脇指、めい作の物おし。又一家衆をあまた御たをし候に、これ二もひさしき家にて、めい作の刀・脇指おほくあがり候に、御手打にいくこしもうちおり、御すて被レ成候事。此外、国法一ヶ条も、能事無二御座一候。然共、弓矢はめいよの事を被レ成候。それにより、上野のおばたおわりのかミ、其外(43ウ)上杉衆・むさしの国衆・信濃衆もおぢおそれ、殊に信虎公御手なみ存候間、五十歳迄も御ろうくなく候ハ、近国おさまり候て後にハ、様子により、伊豆・相模・武蔵・上野までも、御手に入可レ申に、ちやくし信玄公を御にくみ、御ふしの御なかあしくなり、信虎公四十五歳の御時、天文七年に御牢人なり。其時信玄公(44オ)十八歳の御時也。仍如レ件。

四、○西国の大ち殿、被レ成様、あしき様子、三ヶ条之事。

一、所知被レ下て能キ者、又御ふちはなされて可レ然者と有ルお、らく書に立候へバ、それにて知行をくれ、おひだし被レ成たる人、多ク有りつる事。

二、らく書にて、人を成敗被レ成たる事。(44ウ)

三、ある奉公人に、「知行をくれてよき」とゆめを見たるとて、所領を被レ下候事。

右之通の悪事、信虎様も、三度まで被レ成候。大なる御ひが事也。如レ件。

五、○信虎公、信玄公を御にくみ候様子、七ヶ条之事。

第一、信玄公、十四歳の御時、太郎勝千代殿と申候。御しやてい、てんきう次郎殿と申て、其年(45オ)十三歳の時の事成に、信虎公、つ、じがさきのした、御馬屋のまへにて、ためしもの被レ成候ニ、はじめのすへものくびをバ、信虎公御きり候。「一番めを次郎殿御きり候へ」と有ルに、次郎殿、ちいさき刀のはそミの御腰物にて、いかにもてぎわをきり給ふ。見る程の者、ほめ申さざるハなし。扱又「三番めを勝千代殿きりた(45ウ)まへ」と被レ仰。そこにて勝千代殿、御いろちがい、二立かね被レ成候。信虎公大きにいかり給ひ、「是非きれ」と被レ仰る。やうくか、り、しかもき

りそこない、あきれたる御かほにて、たちて御座候。そこにて信虎公、次郎殿に被_レ二仰付_一候へバ、なにのさうさもなく、御きりおとし候。勝千代殿あそばし候には、ほんのくぼの上少きれて、ちを(46オ)引て居たる所へ、次郎殿かゝりての御てぎわなれば、諸人一入ほめ申候。其時勝千代殿、いかにも御きげむよげに打わらい、少も御めいわくなるいろなし。さりながら、信虎公いかり給ひ、勝千代殿をば御にらみ、次郎殿御手お引、御たてへかへりたまふ。家老衆あまり備前これを見て、かへりて小山田備中に(46ウ)かたりていわく、「勝千代殿ハ、くらいはかりがたき名大将に御成可_レ被_レ成候」と小山田古備中に申候へバ、備中も、「尤大キにたのもしき儀かな」とかぎりなくよろこび、勝千代様を、それより一入、あまり備前・小山田備中、馳走申候也。付タリ、御しやてい次郎殿も、あさからざる分別者にて御座候。子細ハ、右之場より(47オ)信虎公、次郎殿を御同道被_レ成、「某_{ソレカシ}あとをバ、うたがいなく其方に渡し可_レ申候。やがてげんぶくさせ、そうりやうにあおぎ候ハ」と被_レ仰候へバ、しかく御返事もなく、やがて御座おたち、すぐに勝千代殿へ御こし候て、日暮候まで詰て御奉公あり。次日から後迄、まづ勝千代殿へ御しゆつし候て、御供被_レ成、信虎公(47ウ)御前へ御出也。後、てんきう信繁と申候ハ、信玄公十六歳の時、今川義元公御肝煎にて、御公方万松院義晴と申、御一字給わり候。就中、信濃守大膳太夫、是ハ又御公家_{クダ}きくてい殿、御肝煎にて、天子様より被_レ下候。天文五年の春、信玄公十六歳にて、信濃守大膳太夫晴信と御げんぶく(48オ)ある次而に、次郎殿、信玄公へ被_レ二仰上_一、「晴信様御上意にて無_レ之ハ、まつたくげんぶく仕有まじく候」と御せいもんをあそばし候により、晴信御意を以_テ、次郎殿十五歳にて、左馬助信繁と成たまふ。後迄其心とをりて、「信玄公御いちぢの時、かならず打死可_レ被_レ成」と度々被_レ仰候。九十九ヶ条書たて被_レ成、御子息(48ウ)おちやうろうと申ハ、今のてんきうの御事なり。是への御仕置ながら、九十九ヶ条第一番に、「屋形様に奉_レ対、ぢんみ来、ぎやくいあるべからざる事」とあそばされ候ハ、信玄公へ御無沙汰なきとのそこいなり。此故、永禄四年かのとのとり九月十日に、信州川中嶋御一戦_{セン}に、てんきう信繁公、四十歳にて打死也。(49オ)てんきうとハ左馬助のから名也。信玄公四十一歳之時の一戦是也。

第二、勝千代殿より信虎公へ、御馬御所望、信虎公御意にあわず候事。

第三、勝千代殿、馬をめしそこなひ、おち給ひ、御袖に土のつき候を、信虎公御覽被_レ成、是も御氣に不_レ入_ウ候事。(49

ウ)

第四、書物をあそばすにも、「ひつぱう、次郎殿よりおとり」と信虎公おほせられ候事。

第五、川をおよぎなさるゝにも、勝千代殿、御へたにて、ながれ給ひて、水をこしめし候やうにあひ見え候をも、信虎公御覧じて、事の外、勝千代殿を御にくみ候事。

第六、御普請の時、ざいもくの大きなるをば、一日に(50オ)たゞ一本も、やうく御ひかせ候。これも信虎公、御氣に不レ入候事。付タリ、次郎殿御おくいをば、内衆ハ不レ存、何事に付ても、次郎殿衆「仕りかさむ」とていんげん申候。わざわいハ下よりおこるとは、如レ此の儀を申候。

第七、信玄公、おさなき御時ハ、一段うちばに御座候而、ものはづかしがりなされ候へバ、大方、なに事も(50ウ)ぬるく見へ候。よくく分別くふうの有人はほめ申候。大略十人が九人ハそしる人ばかり也。後にはみな人沙汰ニ、「信玄公、御つくり候て如レ此」と申候也。

右、信虎公を駿河へおひ出したまふハ、天文七年の三月、信玄晴信公十八歳の御時、家老衆二三人御使に被レ成、「晴信ハ駿府へこされ、一三年も逗留あり、あねむ(51オ)こ義元の、りはつなるさはうを見ならハれ候へ」とおほせこさるゝとき、晴信御返事に、「ともかくも御意次第」とおほせらるゝ。重而又、「左候ハ、屋形をばおりて、家老共の所ニ居られ候へ」とありて、晴信公をバ、板垣・甘利兩人にあづけ給ひ、御たての留守に、次郎殿御置候て、信虎公ハ御供三十騎計にて、駿河へ御越候。(51ウ)其あとにて御むほんのやうす、軍鑑ほん十九冊の内にくわしくあり。是ハ末書にて、用に立事ばかり書申候。御むほんも、信玄公御道理千万なれ共、御父の儀に候間、是ハ信玄公御ちがいの初ケ条也。仍如レ件。

六本目 甲陽軍鑑末書下卷上 九本之六

一、信玄公被レ成そこなひ、八ヶ条之事。付タリ、(52オ)信玄公、御ほまれの事。

第一、御父信虎公を、おひ出したまふ事。

第二、諏訪の頼茂、御せいばいの事。

第三、ちやく子義信公、御成敗の事。

第四、法華寺身延を、ひがしのゑいざんに可レ被レ成とて、御所望の事。

第五、市ノ宮ずいは、御成敗の事。(52ウ)

第六、妙心寺はの名長老、希庵和尚を、御ころさせ候事。

第七、越後謙信公、永禄四年のはる、御公方光源院義輝様へまいらるゝとて、ことハりて上洛し給ふに、留守の所へ御はたらきの事。

第八、北条氏康公の足軽大将、大藤金石入道を、御中間衆に被二仰付一、けんくわして御ころ(53オ)し候儀ハ、山本勘助ごとくなる武辺のちしきを、よそにおきてハと被レ仰。

如レ此之事八ヶ条、信玄公御ちがい被レ成候。仍如レ件。

右、信玄公御あやまり、書付申さず候へバ、かざりてさらに武士道にて無レ之候。其上、日本国ハ天照太神の御国なるに、日本国にての儀を、我主君の事也とて、悪事お、かくして、能(53ウ)事計畫付候て、もし此ほぐおちちり、後の世に又、せんさくつよき名大将出来給ひて、我朝の様子、万事それく^くに能たゞして、正道・正義の事、しあん・くふの分別なざるゝ、古来の其もとに、うそをかき候ハゞ、かならず、しんめいの御罰当り、信玄の誠の御手柄も、みないつハりに成可レ申候。其時は(54オ)おんを請たてまつる主君の、名よごしにて可レ有候と存知、少もいつわりなく書付候。此事きよごんにおゐてハ、日本六十余州、大小諸神の御罰かふふり、かばねの上の悪名をかふむるべく候。信玄公の善悪ハ不レ及レ申、諸国の善悪、いつわり更^{サウ}に無レ之候。以上。

二、○信玄公御はまれ、十五ヶ条之事。(54ウ)

第一、信玄公十六歳の極月より、弓矢取はじめ、五十三歳の四月十二日まで、三十八年の間、数度のせり合、或ハ合戦、殊に一戦にも、終におくれをとらず、敵のおしつけばかり御覽ぜられ、しかも、しばいをふまひ、みな御勝利の事。

第二、信玄公御在世の間、御生国甲州の内に、城普請なく、ほりひとへの御屋敷がまひなるハ、諸方(55オ)の敵、取

かけ可レ申と存ずる儀、ゆめく無レ之。御いくわう如レ此の事。

第三、信玄公御在世の時、諸方より、人じちしんぜらるゝ。国持たまふ大身衆ハ、関東の北条氏政公からハ、御舎弟兩人、北条右衛門佐殿・北条助五郎殿、甲州郡内まで御こし候。美濃国ぎふの信長公、十三ヶ国を持って、天下を異見な（55ウ）さるゝ、あら大将の、五番目の子息おんぼう、八歳になるを、天正元年酉の三月下旬に、甲府へ取て置たまふ事。付タリ、使者ハ、織田掃部・赤沢七郎左衛門・佐々権左衛門三人也。

第四、かいどう一番の弓取とは申せ共、およそ日本にわか手の大将、徳川家康の舎弟、源三郎殿、甲州しも山に指おかる。後信州（56オ）伊奈に御おき候事。

第五、右の外、越中の国四分一より多ク持たる、椎名泰種の子息、甲府へ御取候。付タリ、飛驒国江間常陸、舎弟右馬丞、甲州にめしおかれ、殊に御ふだひのごとくになされ、あし軽大将被二仰付一、罷有候事。

第六、諸方より人じち御取候へ共、余所へハ「人じち（56ウ）取かハし可レ申」とゆめく不レ申候へバ、家老衆の子を一人も御こしなき事。

第七、信玄公御一代に、敵の城をせめたまふに、後詰お、せられ、敵を見てまきほぐし、のきたまふ儀、一度も無レ之事。

第八、信玄公、関東御はつかうの時ハ、二ヶ国半取たまふにより、跡に留守居をおほくおき給ひ候へバ、御（57オ）人数やうく壺万八千めしつれられ、大国を五ヶ国持なさるゝ、北条殿御国へおしこみ、小田原はすイケまでせめ入、小田原中、しゆく・じやう・家共、一間ものこらずやきはらい、ゆもとに一夜御陣被レ成、御のき候時、北条衆くいとめ申候所に、みませにおゐて、種々の武略・知略よろしくなされ、一戦御勝利の事。付タリ、此御陣、（57ウ）敵国へ小人数をもつてふかばたらきの故、跡へ四十二日、人のやり取なきといへども、めしつれらるゝ、諸勢、少もあぶなく不レ存、信濃・甲州・上野二ヶ国半にて、さわぐ事もなく候。扱又、みませ合戦の、引のく道ほそき坂二筋後に、つくいといふ敵城あり、其うへ、信玄公に六つの御年まし、氏康公、御在世のときなれば、一入御手（58オ）柄之事。

第九、信玄公御在世の時ハ、関東諸家の事ハ申におよはず、北条殿へ敵たいの衆不レ残、越後謙信公も敵たいのあい津

よりも、おりくの御音信申され候事。

第十、小田原北条殿御居城へ、関東道三十里ちかく、ふかざわの城をせめ取、駒井右京・小山田弾正・(58ウ) 小山田大学此三人ハ、番がわりに被二仰付一候。此衆組共に、四十騎より上の騎馬つれたる侍にて無レ之候。かやうに小人数をもつて、大敵をおさへなざる、ハ、偏に信玄公御いくわう大キ成事。付タリ、かいどう一番の弓取家康公、本国三河一國、遠州半國持給ひ、則遠州はま松に居城これあるに、是も関東みち三十里ちかき、ふたまたの城を(59オ) せめとり、おさへに芦田下野を、彼城代にさしおかる、。又、ぎふの信長公、元龜元年天下をとつて四年目に、信長居城國の内、土岐・遠山の城、上村・岩村両城せめとり、上村をばはき捨、ぎふへ上みち二十里あまりちかくに、秋山伯耆守かしらにて、ざこうじ・ばんざい、あいそないにして、都合三頭二百五十騎の人数をもつて、信長を(59ウ) おさへ、せと・しなの・かんの大寺まで、此方よりは取詰給へども、美濃の岩村をも、遠州ふたまたおも、相州ふかさわをも、北条氏政公・徳川家康公・織田信長公、せめとりかへし被レ成ざるハ、信玄公御いくわう大キなる事。

第十一、越後謙信おさへにも、高坂弾正指をかる、に、川中嶋御一戦の後、二度とさい川をこし、此方へ(60オ) 謙信公出給はず、けつく高坂弾正、あひ備衆をめしぐし、八千の人数おもつて、越後の内へ、関東みち十五里・二十里やき入、地下人をらん取に仕り、少もけがなく帰り候儀、三度まで也。殊に元龜元年の秋ハ、信玄公御馬をいだされ、おふたぎれまではたらき入、焼動被レ成、少もけがなく引取たまふ事。(60ウ)

第十二、信玄公御いふう、三十八年の間に、御陣にて年取給ふ事、数度ありつれども、御持の国にて、町人・百姓少もさわがず、歌・連歌・うたひ・らんぶにて、大事にぞんぜず候ハ、信玄公御いくわうつよき故、如レ此之事。

第十三、元龜三年極月廿二日に、信玄公五十二歳の時、遠州味方が原御一戦にも、勝利を(61オ) ゑられ、廿四日に、遠州おさかべへ御馬をいられ、則おさかべにて御年を取被レ成、正月七日に打立、本坂をこし、野田へ取詰、彼城代菅沼新八郎をせめたまふに、家康さすががうきやうの弓取なれば、極月我城ぎわにて勝利をうしなひ、うれひたる色もなく、正月廿日より内に、度々後詰仕らる、。日本一二番のつ(61ウ) よき大将なれども、うちまけての後、しかも三日内そとの儀なれば、家康計にてたぶくと後詰ハ不レ叶故、信長を引出したまへ共、信長信玄公におそれ、中く

不レ被レ出候へバ、二月上旬に野田の城ハ落城なり。抑信玄公、此御敵衆は、家康、若手には日本一番の弓取、しかも三河一國、遠州半國しはい也。信長、十三ヶ(62オ)國取て、元龜元年午ノ七月より以來々、天下を持つ。両大将ながらめいよの弓取たちを、兩人、あひてに被レ成候信玄公ハ、御持の國合五ヶ國ならで持給はずして、越後の輝虎といふ信玄公におとらぬがう敵の、是もたがいにいせしをもつて家康と申合せられたるを、よく信玄公御存知ありながら、それをなに(62ウ)とも不レ思召一、遠州おさかべに、十四日のあひだ逗留被レ成候儀大剛也。子細ハ、家康・信長、ゑんじやをくみ、其上せいしをもつてかたく申合、無事なれば、遠州よりミヤこ迄、十四ヶ國半の國々ども取つゝきたる敵の居城はま松へ、上みち三里内そとのおさかべにおゐて、ゆるやかに御越年の事。末の世にも(63オ)たゞうかくと存候ハ、大方にひはん可レ有候へ共、國持の其身にかけ候へバ、事にかけて是程御手柄ハ、二十ヶ國とも持給ハ、いかゞもあれ、五ヶ國・十ヶ國にてハ、如レ此の敵衆に、あひて成かね可レ申候。よわ敵にも、あまりらくには成まじく候。御國持ハ、爰のりくつをよくががつてん可レ被レ成候。信玄公の御いくわう、大き成儀にて候事。(63ウ)

第十四、越後の謙信公、上野石倉のとりでを、兩度せめ給へども、兩度ながら信玄公出給ひ、廿日の内に取返し、其内一度ハ、謙信衆を、さうひやう二千計みなせめころし、一人ものこらずくびお取、謙信公持の、まへばし城のまへにかけたまふ。是も城をせめられて、けつく信玄公御いくわうの事。(64オ)

第十五、信玄公御たかいありて、三年の間、諸方にすいりやう申候。子細ハ、ひごろ申通候侍衆、天正元年四月十二日より此かた、御使十分一もこれなく候へども、御持取懸可レ申様ハ、少も無レ之候事。付タリ、天正元年四月、信玄公御たかい候へバ、家康ハ四月下旬に、駿河岡部まで、やきばたらき被レ仕候。爰をもつて「がうてき」と家康をほめ(64ウ)候。「懸引のたつしやハ、謙信より家康、とりまハし少上にて可レ有か」と信玄公御在世の時、おほせられ候。扱又、信玄公御とむらひなき以前は、勝頼公二十九歳にて御ぢやくはいに候へども、東美濃にて、二月廿七日より四月二日迄の間に、城十八ヶ所、遠州にて、高天神十九の城を、天正二年戌年中にせめおとし給ふ。是ひとへに(65オ)御たかひありて跡迄も、信玄公御いくわう大きな事。仍如レ件。

右、國持たまふ大将の、弓矢を取て御いくわうのほまれ、この十五ヶ條の外、さのみ別には有まじく候。就中、武士道

の六ヶ条、ことごとくとりおこなひ被^レ成候儀、鎌倉西明寺殿の以来、信玄公にてましく候。以上。(65ウ)

七本目 甲陽軍鑑末書下卷上 九本之七

一、○奉公人大小上下共に、あやまちの本二つハ、

一二無念者、

二三邪念者、

右二人より出る悪事十三ヶ条は、

第一、刀・脇指、はやきさやばしるを、つめずしてさし、馬をはやむれば、其わき指ぬけ、或ハよるの(66オ)勝負にも、ぬけておち、海・川へもおとし、手足をもきり、あやまちするハ、仕りそこなひ也。是ハ無念よりいで候事。

第二、物見る馬にのり、人にもせ、又ハ侍大将衆・出頭衆の御子息たちなどにのせ申、あやまちさせ、ぬしもあやまちするハ、無念より出る、仕りそこなひ也。(66ウ)

第三、御陣にて御使などに行、参るまじき所へまいり、申すまじき儀をバいひ、そでもなき所へ心つき、らん取などにばかり気をよせ、敵の勝利もみしらず、味方の悪事もぞんぜざるハ、邪念より出、万事、邪道の故也。

第四、心無念にて、友・ほうばいの付合にも、心つくべき所へハつけずして、人のはらたつ色も(67オ)わきまへず、おのくしぜんに、こうろん・けんくわなども、はやく取さへず、うかくとして、ほうばいたちに打はたさする儀、無念・邪念の故也。左様の人ハ、かならずうハリこんにて、はかにもたゝざるくちをき、人のそしりをうくるも、無念の故也。

第五、とが人などの番に居候ても、無念故、にがす者也。(67ウ)

第六、身持無沙汰にて、万事すべをしらざる故、大形左様の人ハ、十人が九人ハふべんする者也。

第七、右の人、無念故、家の仕置わるく候て、ぬす人にもあひ、又ハ火事をも出し、我家も人の家もやき、われと我身に利を付て、「火事ハはからざる者也」とて、仕そこないを一円苦勞に不^レ存、けなげだてなど申候て、つがも(68オ)

なきうでだて申すハ、必ズ無念・邪念の人の、非儀のわざ也。付タリ、火事ハはからざる者とあるハ、大身の儀なり。人を百人とつかふ人ハ、事おほければ、我内の事ハ大略ひくわんにまかせ候。こ、ハそのひくわんどもの無念・邪念也。大身のうわきにてハ、まつたく無レ之也。(68ウ)

第八、右、無念・邪念の人ハ、非儀の人に付合者也。非儀の人ハ、大方四ヶ条の悪儀あり。一ニ辻切、二ニぬす人のひきうけ、三ニ辻ぎり・ざいくわ、万事国法そむきたる人の、宿などする人の事也。四ニばくち・ほうびき仕事、同左様の人のやどする人也。此人に付合候へバ、後ハ我も悪事をする者也。扱又、大身のぎやくしんたくむ人とも付合、殊に(69オ)主君の御うわさ、あしく申人とも、付合事、みなこれ無念・邪念の故也。扱又、武士の上に、りやうけんなく人に仕かけられ、道理をもつて仕たる、けんくわいたす人などの宿ハ、千度に一度計ハ、くるしからず候。其段ハ、上儀の御ためおぼしめす家老衆・出頭衆、或ハ御一門衆などのうへにも、りやうけんなきけんくわハある(69ウ)者也。左なくて、右の非儀なる人ハ、きのふまで付合候共、けふより付合べからず。但又、近付から理候ハ、幾度もいけん申、きかずハ付合無用也。一付合人ハかならず無念・邪念の故也。

第九、右の人ハ、人へ慮外、或ハ我百性にもあしくあたり、たいてんさせ、知行もあらし、悪敷する者也。是も無念・邪念の故也。(70オ)

第十、右の人ハ、余所よりの、我主君へ使の来るに、そうしやお、しても、き、そこなひ、よそへ使に行ても、ろくにいはず、使に参りて、我用所に、我親類・近付の所へより、おそくかへるも、主へうしろぐらく、無念・邪念の故也。第十一、そさうにて失念おほし。是も物を大事にせず、無念・邪念の故也。付リ、此人ハ主君の被_二仰(70ウ)付_一事、失念仕り、いたしそこないてハ、様子を主君にたづねられ、そこにてゆきあたり、あなたこなたへはづし、やうくのがれ、それをふかく共不_レ存、けつく手柄に思ひ、明くれ、はづしのうそをたくむ也。

第十二、右の人ハ、たゞ一様にばかり心得らる、ハ、是も殊更あしく候。子細ハ、一さいにそのしなぐ、色々あり。た(71オ)とへバ、主君の儀を申に、信玄公と太郎義信様と、御父子の御かたぎもかくべつにて、太郎殿ぎやくしんをたくみ給ひ、目付衆に見出され、永禄八年に籠者なされ、則其年くミ手の飯留兵部少輔、切腹仕り、就中、太郎義信公も、

三年め永祿十年卯ノ年、ぢやう三十歳にて、切腹なされ候。太郎義信様ハ、御父信玄公（71ウ）御かたぎと、かく別に御座候つる也。去程に又、御当家家老衆・出頭衆のかたぎも、おのくかくべつなり。長坂釣閑・跡部大炊助兩人ハ、ひとつかたぎ也。又馬場美濃守・内藤修理進・山形其外の衆ハ、万事ひとつどおりにゆく。但シ馬場美濃ハしづかにて、もの申さる、もしづかなり。内藤修理ハさえくちにて、少（72オ）こゑ高に物を申され候。山形ハ是もしづかに物ハ申され候へども、こゑだかにがさつに見え候。然共心のおち付所ハ、おのく少もちがわず候。其内、馬場美濃ハ、弓矢の積りに念の入たる事、よの衆より一二ヶ条づ、おほし。是をもしらず、家老衆・出頭衆も一樣と存ルも、必ず無念の故也。跡部大炊助ハ長坂釣閑を殊の外（72ウ）能おもハる、も、邪念の故也。子細ハ、釣閑ほど悪意にて、人のさかゆるをにくみ、ほろぶるをうれしがる人、此御家にも他所にもなきなり。馬場美濃ハほろびそふなる人を見ては、あまり我所へ立いらぬ人成とも、異見して能様に被レ申候。武士さへよそふなる人ならば、屋形の御ためよき人なりとて、いけん申され候。武辺（73オ）のよき人ハ、少の無分別ありても、み、あきて、やがて心をなほす也。武辺悪敷人ハ、何としても邪道のうそをもちひて、しやうぼうを聞しらず候。扱こそ無念・邪道の人あしき也。

第十三、一さい、物の大事ハ、あぢはひすぐれたるにより、見き、てやすきやうなれ共、五へん・十へんにておぼえがたし。此どうりを、邪念・無念の者ハ（73ウ）しらずして、かたりおとし、き、おとし、見をとしたがり候て、かたはし存てハ、大事の儀、我物にハなる事にてもなきに、半分もしらずして、すいりやうにハ、申儀もまして仕ルも、みないひそこない・仕そこないにて、本づへゆかず、よこみちのぬす人ぢゑにて、一段、一とをりハ、左様の者も、家老衆・出頭衆によく思ハれ候へども、終にハ邪道（74オ）あらハれて、あしき事を仕り、御意にそむき、かいゑきたすハ、邪ちゑふかく、邪念の故也。古人のいわく、「賊是小人、智過君子」といへり。扱、件の邪ちゑふかき人ハ、主君をだまし、大事の時ハかならず引はずすハ必定也。此者ハ人に大事の儀をならひても、おのれがつくり出したるといふ。又ハむかしより存たるなど、申（74ウ）す物なれ共、心邪道なる故に、本の所へゆかず、下れつのとへに、「さいたらばたけへ行」と申ならハすハ、如レ此の人をいふなり。

右十三ヶ条の無念・邪念をはらふごくい七つ有り。

○よくはぢをしれ。

件の無念・邪念の人をば、騎馬五十騎・百騎持仁も、同心・ひくわんにか、へ置事、いやにて候。(75オ)但シ、信玄公ハ、騎馬三百持たる者に一人、騎馬四十騎持たる者に一人、扱ハ知行六百貫取者に一人、大身・中身・小身合三人、御そうきやうあるハ、御親類衆・家老衆・出頭衆・者頭衆・二十人衆頭のよこ目・御中間頭の目付、惣別御家中の諸人ゆだんなきやうにとありて、信玄公御おくゐハ如レ此也。此様子、土屋右衛門尉・それがし(75ウ)高坂弾正ならで存ぜず候ところに、勝頼公、信玄様御おくゐを御存知なくして、両人衆の、遠慮なしにけいはく申を、まことにおぼしめし候て、長篠合戦を被レ成、よき家老衆をなくあそばし候事、はぢをしらざる無念・邪念の、当座くゝに物を申、跡先をふまざる者どもの、御かけへまはりて御うわさあしくいふ衆、御そうきやうは、(76オ)武田の御家めつきやくうたがひなし。以上。

八本目 甲陽軍鑑末書下卷上 九本之八

一、○奉公人大小上下共に、あやまちさのみ無レ之、よきもやうの二つハ、
一、じつ人。是ハあしき事・よき事を見聞て、能分別して意におとして、心にぢやうをおろして持、「人に申まじき」とおもへバ、右のぢやうをあけ(76ウ)ず候也。

二三分別人。是ハ善悪を見聞て、よくありやうにかうげをわけて、心に日記をつけて持、二つ也。

右二人の、よきかくごだて、仕方、十三ヶ条あり。

第一、主君の儀ハ申におよバズ、しつし奉り、忠節・忠功をつねに存知詰、又ハおや・あに・おぢ、就中、よりおや・そうしやにたのむ人へも、うしろぐらく(77オ)なくよくおもひ、扱ハ近付・知音・親類、そうじて諸ほうばいにきよごんなく、跡先をかんがへ候へバ、刀・脇指のさやばしるをも、よくつめ、すぎ馬・物見る馬などにも、穿鑿して持也。刀・わき指つめたとて、用の時ぬかれぬにてハなく候。馬ハかんのよき程、あきはなけれ共、我手にのらねバ、かならず、物まへにて見ぐるしく候など、一さいの事に念を入るハ、あや(77ウ)まちすくなし。此人を分別者と申候。

分別ある人ハ、大小ともに、武道の事ハ申におよはず、諸事、日追而、名を取者也。

第二、陣の時、御使などに行ても、敵味方共に、用に立所のたゞなを見さだめ、家老衆へも申渡し候へバ、主君の御ためによき人ハ、右のじつ人にて、分別の有人の事也。(78オ)

第三、右の人、とが人などの番に居ても、あぶなげもなく能仕ル事、夜ルも一しほ心をつかひ、万事に油断なく候へば、此人、物の奉行に行ても、兵糧あるひはざいもく、何に付ても、我いろふほどの儀に少もちがわず、諸人の手本になり候やうすばかりおほきハ、じつ人にて、分別のよき故也。(78ウ)

第四、右の分別者ハ、我身にすぎたる儀、一せつきらひにて候へども、又馬、同武道具ハ、如レ形よく仕リ置事。

第五、右のじつ人のやうす、心いたりたる故、善悪共に一かどの儀ハ、物ごと見て目にかゝり、心におほえ、聞てみ、にとまり、是も心におほえ、よく沙汰して、善悪をさだむるに、たとへバ、めいち識の物しりたまふにも、さのみちがわざる事。(79オ)

第六、右の人ハ、さのみ不弁もせざる者也。

第七、友だち・ほうばいをだしぬく儀、少もせざる事。但、武道には人にすぐれてはしりめぐりある故、人をだしぬくやうにあひにたりといへども、其儀ハかくべつの事。更に人をぬくにてハなし。武道心がけつよき故、かくのごとき的事。

第八、実人にて分別の有人ハ、物をならへども、能(79ウ)ならひきわめ、うたがいなき事。

第九、我めしつかふ者、扱又百性にも、むりなる儀少もなく、わが家もぶんざい相当によく仕リ、知行をも、百姓たいてんなきやうにいたし候へバ、田地ある、事もなく、申シ事なく仕るハ、じつ人・分別人のわざ、如レ此之事。

第十、右の人ハ、くわごん少も申さず候。但、我手柄は(80オ)少つけず、ありのま、申儀も可レ有レ之候。子細ハ、実人の分別者をば、人そねみて、けしたがるにより、分別者のたけき武士ハ、我が手柄のいんげんハあるも、無りにてハなし。道理也。殊更、物のせんさくを申に、善悪の二つあり。有儀を申ハいんげんなり。くわほうそ故、口ちがふて三度三様也。いんげんハある事故、くちちがわず、幾度もそのしゆびあひ候者也。有ことには(80ウ)かならずそのしや

うこもおほき者也。

右、実人・分別一人お、そしる人ハ、此まへの本に書しるす、無念・邪念、二人の者の申事也。

第十一、じつ人・分別人ハ、いんぎん也。但、おふへいなる人にハ、一度・二度のいんぎんにて、後ハいんぎんにも不レ仕候。それもどうり也と心得らるべき事。

第十二、実人・分別者ハ、ものをはやくいひても、おそく(81オ)いひても、べんぜつなくとも、べんぜん^(ママ)ありとも、心いたりて、分別たゞの人とハ、かく別かわる事。

第十三、じつ人・分別者、おくいハ大きにきれはなれたる心、かならずあり。主君へぎやくしんの心など毛頭もなし。すぐれたる武士と、是を可レ申候事。

付タリ、「此人の心をまね候ハン」と存る人の極位ハ、九つあり。能はぢをしるべし。右じつなる人ハ、かならず(81ウ)分別あり。分別ある人ハ、かならず、十が九つまで物をやぶらぬ者也。万事に如レ此。但、きわまりてやぶるべきを、分別して、よくしあん・工夫ありて、極位ハやぶるべきを、分別と申候。子細ハ、分別の二字、人の下に刀也。口の下に刀也。一ほうも刀也。是を書て見れば、「分別」是也。(82オ)

能はぢをしるハ分別也。はぢをしるとて、知音・近付のさかづきの札など、少おそきとて、はをぬくていの事ハ、かならず、邪儀にて分別なき也。正義ハ、万事を十が九つかんにんして、よく心永にからくりねばし候て、物をやらずして、其上、ならずはきりてはたさでかなわざるを、よくはぢをしり、能分別するとは(82ウ)さだむる也。これまつたく信玄公の、御すき被レ成候御かたぎ、右のとおり也。然者、国かふりのぬしたち、いか程御一牢人ありて、甲州へ御座候へ共、美濃御屋形土岐市正殿を、信玄公、一御ほめなされ候なり。仍如レ件。

二、○右ぢつ人をまぬる九つハ、

一、能はぢをしる事。付タリ、武道を肝要に(83オ)たしなむべし。

二、能主君の御ため、可レ奉二存知一事。付リ、主君御あてがいきよくなくとも、御ふち請、御家に罷有内、「御うしろぐらき儀なきやうに」と可レ存候。付リ、高坂弾正存生の間、小宮山内膳殿御取成申候へども、弾正死て、長坂釣閑さ、

へて、内膳御前あしけれど、勝頼公御さいごにかいゑきなれ共、(83ウ)罷出御供申され候。弾正分別あたり候間、爰に書付候。此内膳正儀、春日惣次郎書入候。

三、能いんぎんに。付り、そらいんぎんなきやうに。

四、能人能ク。付り、敵味方わきまへざるやうになく、尤に候。

五、能武道具たしなみ、能ク穿鑿もつばら可レ存候。

六、能身を持事を可レ仕候。付り、へつらいたる心なく、むさと、いらざる儀に物をつかわざる儀也。(84オ)

七、人の氣にあたる事申さず、たゞやうにたつ儀計、よく可レ存候。

八、能しやうこをひき、人をほめ、あしきしやうこをひき、人をそしるとも、申儀をかんように可レ存候。

九、能知たる事をバ申候とも、大形に存たる事をバ、申まじく候。ましてしらざる儀ハ、一せつ申まじきとぞんずべく候。(84ウ)

九本目 甲陽軍鑑末書下卷上 九本之九

一、○この比日本国にて、弓矢を能取たまふ君子、七人の御大将ハ、御年まし次第に如レ此。

第一、安藝の毛利元成公

第二、相州北条氏康公

第三、甲州武田入道信玄公晴信公

第四、越後上杉入道謙信輝虎公(85オ)

第五、奥会津一盛氏公

第六、美濃国岐阜織田信長公

第七、遠州浜松徳川家康公

右の大将衆、弓矢取たまふほまれ、あら／＼爰に書しるす也。此ほぐおちり、末の世の国持たまふ大将ハ申におよ

バズ、武士大小上下共に、是を御覽じて、自然武刃たしなむ人の、物がたり(85ウ)になさるべく候。ちゑに成事有レ之也。以上。

一、毛利元成公、七百貫計の本領にて、武刃をなされ、弓矢を取て、中国十四五ヶ国おさめらるゝに、一度成とも敵におしつけ見せ、一騎二騎にてはいぐんせられたる事なし。中にもよきはまれ、三ヶ条ハ、

一二、すゑと申大身、多人数にてあきの宮嶋へ(86オ)まいり、遊山仕る所へ、見舞のやうにふねおよせ、小勢をもつて大敵をきつて取、勝利はまれの事。二三、出雲の国あまご、是も大軍なるを、元成公こぜいをもつてよせかけ、出るを見て引取やうににげて、敵に川をこさせ、かへして討取ほまれの事。三三、敵城へ取詰、ことごとくまき、其時ハ、元成公も大身に成たまへバ、前々のごとく、(86ウ)さのミつよみのてだてなる事もなされざる故、ながく敷陣をはり、智略にうたひ・らんぶにて、味方をいさめ、敵をよはらせ、つゐに彼敵を討捕。勝利のかうしや、大身の時小身の時の、弓矢の取わけやうあさからず、名大将のやうす也。此外なに程もき、およぶ事候へ共、事おほし。筆を留る。(87オ)元成公の事、終。以上。

一、会津の盛氏公ハ、無るひなる夜軍の上手也。夜軍ハ小人数の大將、我よりも大敵か、扱ハたいくの人数にても、敵の大將、我よりも老功の人にあふて、一代に一度、或ハおほくして二度ならで、夜軍ハ不レ仕者也。陣のた(び)に、夜軍計なれば、ひるのた、かひ、くらゐづめの(87ウ)大一戦、かならずへたなれば、其下より出る諸侍、下々までも、ほんの武刃をしかと不レ存、すり・がندوقのわざに仕りなす者也。夜軍にまけざるてだてハ、信玄公いくつもなされおかるゝこと、終。以上。

一、北条氏康公、川越の夜軍、是ハ氏康も御一代に一度、しかも二十四歳の御年、三度智(88オ)略ありて、敵にゆだんさせ、敵八万五千の両官領を、氏康八千の人数をもつて、ことごとく切くづし、一万六千あまり討捨たまふ事。一二、下総かうのだいの合戦ハ、はつしやう院御公方様とて、殊の外大ぢからのあら大將ゑおしかけ、天文(此次きれて見えず)一戦をとげ、氏康公勝利の事。右八将院公方様(88ウ)の、其時の御座所ハ、おゆミと申候。下総の内か、しかと聞さだめず候。三三、同所かうのだいに、永禄六年正月八日朝合戦に、北条衆、遠山各まけ候。氏康公知略ゆ、しく

御座候故、敵安房の義高公御かたぎをよく御存知候て、氏康公おほせらる、ハ、「義高一段おごり者の大酒のミにて、家老の異見をきかぬ者なれば、勝たるとて（89オ）きおひすぎて、大酒もりうたがひなし」とありて、同日に、少かみのまつど、いふをうちわたり、おしかけたまへば、あんのごとく、義高、大酒もりの場へ取かけられ、何のさうさもなく、安房衆はいぐんなされ候。義高公の御ゆだん、氏康公の御武略・御知略、末代の手本になるべく候。氏康公の儀、終。以上。（89ウ）

一、信玄公御武勇ハ、此前後の書に大形書しるす。前後を御覧可レ被レ成候。爰にハ書におよはず候。以上。
 一、上杉謙信公、御武勇つよき事、一三、越中大津の城へ、八千の人数をもつて取詰られ候処に、敵城に、ぢせんなさレバ三千こもる。謙信の家老衆、いさめ申、まきはぐしのきたまふ所を、すいさん成、城主壱騎、我おとな二騎、合三騎にて、上みち（90オ）三里程謙信公引のきたまふ跡をしたひ候て、三騎の敵申候ハ、「謙信ほどの弓取がまきたる城お、何事なく、くるわの壱つもあらずのくハひきやう也」とさうごん申候を、謙信き、「尤敵の申は道理千万也。おのく跡より来れ」と内衆に下知ありて、謙信公、れいしきのほうしやうつきげと申名馬に乗り、三尺の刀をぬきはづ（90ウ）し、上みち一里半計にて追付、三騎の武者を二騎きつておとし、壱騎をバ城ぎハへおひつめ、きつておとしたまふ。扱、謙信公の御人数八千を、壱騎がけにかけつけ、則時に城を乗取、二千余り敵を討事、偏に謙信公の御はたらきがうきやうの故也。

二三、武州おしの城をまきたまふ時、城内に鉄炮のおほきを聞給ひ、其時件の（91オ）ほうしやうつきげにのり、竹たばの内へ乗こみ、ほりをさしうつむき、しばらくけんぶん被レ成候。城内より鉄炮三十挺そろえ、打申候へども、あたらす候。其時、乗もどしたまへバ、城内よりよばハるは、「謙信と見申候、御返し候へ」とあれば、謙信公返事おバナされず、又かへしてしばらく馬をたてらる。其時ハ又百挺あまりにてうて共、ふしぎなり終に（91ウ）あたらす候。城内にも能侍おほければ、冥加をぞんじ、「あのやうなる大将をもし打ころし候ハ、名ばちハいか」と申て鉄炮をやめ、「なに共ニ罷成候間、早々御帰可レ被レ成」と又城内より申を聞たまひ、謙信公かへりたまふ事、大がうきやう也。但小身の人に、このほまれをもたせ度事。

三三、ひがし上野佐野の城を、北条(92オ)氏康公、三万五千の人数をもつてまきたまふに、城主天徳寺、謙信公をたのみ候ゆへ、謙信公一万三千の人数をもつて後詰也。しかれば謙信、弓矢の使用する衆十二騎、かしらをしろき手ぬぐいにてかつらづ、みにいたし、謙信公ともに十三騎、扱御はたハ、しろきぢに無の字を書たるはた一本、はた奉行壱騎、合十四騎(92ウ)にて、惣人数をバ家老衆に申付、「各ハあれへ、巳の刻に参着候へ」と有リテ、謙信公ハ夜のほのぐとあくる時分に、佐野の城へ乗こみたまふ事、かち者も、壱騎に二三人づ、つれ候ても、合四五十人、騎馬十四人、いかにもしづくと城内へいらる、事、「むかしも今もためしまれなるつよき大将」と近国・他国にほめ候儀、是、謙信公三十歳、永禄二年己未ノ年也。是を見(93オ)て、関東諸家屋形衆、なす殿・おだ殿、此二家ハのけて六家と、其一城二城の主、各侍大将、のこらず北条氏康公へ別心仕り、謙信へ大形おもむきて、次ノ年庚申の三月、小田原はす池まで、謙信公八万六千の人数にてはつかう也。是とても、前の年、佐野の後詰大がうきやうの故也。小田原町を焼事ハ少も無レ之。(93ウ)

四二、松山後詰の時のつよき儀ハ、前の書にしるす也。

五二、天正五年丁丑ノ年、謙信公、越中のじんぼうをせめ、はらひ出し、能登の国な、をの城をせめ落し、加賀のまつどの城をせめらる、時、信長公家老、一、柴田修理、一、佐々内蔵助、一、柴田伊賀、一、前田又左衛門、一、とこの山五兵衛、一、佐久間玄番、一、羽柴筑前、一、堀久太郎、(94オ)一、池田紀伊守、一、あけち十兵衛、都合四万五千計の人数にて、加賀のでどり川を越たるを、謙信公上みち一里半こなたにて聞、まつどの城を早々せめおとし候て、その日晩におほせらる、ハ、「此ほどの気のべに、はやしをきかん」とて、すではやし三番すぎて、謙信おほせらる、ハ、「夜ル七つ時分に打立、それがし一戦をも(94ウ)つて、しかもはた本にて先を仕り、かならずでどり川筋へむかふべき」と有リテ、謙信衆のよおひ仕ルを、信長家老衆、きくよりはやく、我いちましに川を跡へこし、夜中に越前丸岡迄、くづれ引といふものに引取、そこにもたまらずして、越前きたのしやう迄引取て、舟橋を前にあて各陣取。謙信公、加賀・能登・越中先方衆二万、越後せい一万五千の人数(95オ)にて、越前まではたらき、舟橋よりこなたを大形ほうくわありて、其上あづちの信長公へ、両使をもつて被レ申るハ、「来年三月罷出、越前の内にて、じつぷ一じやうの一

戦をまいるべく候。我等国雪国にて候間、三月より内にはならず候。たゞいまもはや雪ふり可レ申候。左候てハ、それがし諸勢、夏より出て永陣に候間、きうそく（95ウ）のために、謙信ハかへり陣仕候」と、いかにもいさぎよきいふう、不レ及ニ是非一事。以上。

一、織田信長公第一のほまれ、永禄三年庚申五月、今川義元公二万の人数をもつて、尾張国お、のぞみにて打出、すではしざき・大高両城をせめ取て、か、えて番手を置、同月十九日の朝未明に、御陣屋を出た（96オ）まふ。子細ハ、うん天の時分にて候間、「朝はたらきに、先衆をもつてあつ田をやぶり可レ被レ成」とある儀にて候へども、おけばさまと申所に少御座被レ成るハ、「此程の敵城数ヶ所おち申候、日出度」とて、西三河寺々法印たち四五人、御見舞なさる、其礼を請たまひ、其上、そこにて朝御ぜんおあがる時、とかく有て、日出六つ過五つ（96ウ）初になる。其日にかぎり朝はれて、朝でりつよくして、原中なれば、御供のきんじゆ衆、しげりたる松の下、或ハ水のながる、さわのふかきをたづねて、みなこしおけをつかひてゆだんの所へ、信長公、其年廿七歳なれ共、父彈正忠にもましたるほどの、弓矢にかしこき大将の、三年以前より、回国とべの新左衛門を、はかりことをもつて義元（97オ）にころさせ、しあんくふうの手だてつもりく、加様の場をねがひもふけ、八百計の人数にて、義元公出頭衆、御身ちかき小性衆、合三十三人の所へおしかけ、五月十九日辰の刻ノおわりに、義元公を討たてまつり、御くびをとり、早々なるみへか、り、しかも本道を、義元衆にまぎれ、信長公帰陣也。その合戦はじまると同時に、（97ウ）夏なれどもひやうふり、信長のはたさきより義元の上へ、白きさぎ三百ひき計まひか、るハ、信長公武勇、日本には、かる御手がらとは申ながら、一つハ又、義元衆あつたをやくべきと申候神罰にても如レ此。信長公ハあつ田大明神のけしんなりと申候、大剛の武勇也。

二三、永禄十一年戊辰に、御公方（98オ）を天下へ御供被レ申るに、江州の佐々木殿お、跡におき、みつくりをせめおとし、其外数ヶ所のやうがひをしあたり、敵をおしつけ、上洛の事、大剛也。

三三、敵のつよきわざを能つもり、我しよせいをもきやうぢやくつもり、大形ならず、軍にハかならず勝大つもり、大なる上手にてまします事。以上。（98ウ）

一、三河国徳川家康弓矢ほまれハ、一三、十九歳の時、義元方にて、しかも大高の城に番手にありて、ふりよの義元う

ち死しらずして居たまふ所に、信長方に水野下野とて家康は、かたのおぢあり、これより、「早々のがれ候へ」と使のあるに、家康武略つよく、味方へ人をこし、のけとある、氏真公方の状を取、のかる、事。(99オ)

二二、元龜元年の春、家康二十九歳の時、信長越前へはつかうの跡を氣遣、家康をたのみ、すでにわかさの国のおさえに家康被レ居る。あんのごとく、信長いもとむこ浅井備前、越前とひとつになり、信長是をき、惣人数をすて、たゞ一騎にて岐阜へのかる、。信長の惣人数を家康まとめ引のくに、(99ウ) 信長衆分別ハ「はじめ出たるみちを、ミヤこへかへりて、き、合て御のき候へ」とある。家康申さる、儀に、「それハわき道也。信長の御のき候所をのかねば、わけくにて成て、たゞ今よその国の沙汰、或ハ末代のひはんに、『信長・家康申合て弓矢を取ルに、越前の朝倉・江州の浅井、合せて二ヶ国ともたざる者におぢて、信長ハ坂本筋(100オ) お、のく。家康ハみやこへのきたる』とあれば、敵におぢらされたるにてこそ候へ。左なくて、かけつ引つハ、国持の弓矢を取作法なり」とて、坂本をとおりて、家康のかる、儀、大かうのほまれ成事。

三三、同年、北江州あね河合戦に、家康五千の人数に、越前の朝倉一万五千の敵にむかひ、しかも、あね川を家康かたよりこして、か、つてきりくづ(100ウ)す。信長ハ又三万あまりの人数にて、浅井三千につきくづされ、十町あまりしる。信長衆に見くづれおほし。扱、信長かしこき大かうの大將なる故、「家康衆、越前衆お、ひ討に仕るぞ、かへせ」とありて、はたもともつてもりかへす所へ、信長の右の方に美濃三人衆、あざいがうしろよりか、るを見て、さすがの浅井大かうの武士なれども、小味方大敵にあひ、十町(101オ)あまりおひくたびれ候。其上どうぜひの朝倉、家康にまけたるをみて、終に浅井備前も破軍也。「ひとゑにこれハ、家康大がうきやうの大將なる故、此合戦、信長利うんになる」と、諸国、東西南北の沙汰是也。中にも信玄公、家康を事之外御たくぢやうなり。つたへきく、ほくゑつの輝虎公も、家康たくぢやうと申候事。以上。(101ウ)

底本 拙蔵本(元和寛永頃写本)

校本 センチュリ文化財団蔵本(天和二年杉山公憲写本)

京都大学図書館本(江戸中期写本)

防衛大学校図書館本(江戸後期写本)